

8月は「道路ふれあい月間」

道路ふれあい月間とは、道路の役割や重要性を改めて認識してもらうため、国土交通省が定めたものです。私たちの生活に欠かすことのできない道路を広く、美しく、安全に利用できるように、不法占用物件や放置自転車をなくす活動に、協力をお願いします。

路上違反広告物

自分たちの手で撤去しませんか

皆さんの家の近くの路上に、通行の妨げとなっている立看板や景観を損なうようなポスターなどはありませんか。

市には、グループで違反広告物を撤去できる「大野城市路上違反広告物追放登録員制度」があります。

市から登録員として認定されると、団体で路上違反広告物の撤去活動ができます。皆さんの協力をお願いします。

※随時受け付けています。

乗り入れブロックは危険です

車道と歩道の段差に、乗り入れブロックや鉄板を置くことは、道路管理上、支障があり違法です。道路を

安全に通れるよう、撤去をお願いします。車庫への出入りなどのために歩道の切り下げ（段差解消）が必要な場合には、自己負担で工事できます。



乗り入れブロック



切り下げイメージ

道路・水路にもものを置かないで

道路に置かれたプランターや営業用のぼり旗・看板、商品陳列などは、自転車や歩行者の通行の妨げとなるだけでなく、接触事故などの原因となり大変危険です。水路用地でも、植栽・耕作・小屋の設置など私的な利用があり、管理に支障があります。

道路や水路の安全を確保し、公共財産を守るため、ものを置かないでください。

危険です 道路にはみ出した枝



道路に面した私有地から生け垣の枝がはみ出して、歩行者や車の通行に支障が生じ、交通標識などが見えにくくなっているところがあります。

利用する皆さんにとって、道路が安全安心なものであるために、生け垣をせん定するなどの管理をお願いします。

●問い合わせ先

建設管理課管理担当

☎(580)1880

ため池や水路での事故に注意を！



毎年、全国各地でため池や水路での水難事故が発生しています。特に集中豪雨のときは、水量が増えることがあり、大変危険です。

日頃から、ため池などで遊ばないようにしましょう。子どもたちがため池などに不用意に近づかないよう、声かけをお願いします。

●問い合わせ先

建設管理課工務担当

☎(580)1881